

第2回理事会議事録

理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

議案 評議員会の開催について

第2回評議員会は以下の開催方法及び議題により開催するものとする。

(1) 開催方法

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第22条第1項の規定（決議の省略）に基づき、書面により評議員会を執り行う。

(2) 議題

第1号議案 評議員の選任について

第2号議案 理事の選任について

決議事項を提案した理事の氏名

代表理事（会長） 大村 秀章

理事会の決議があったものとみなされた日

令和元年7月16日

議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

代表理事（会長） 大村 秀章

以上のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律197条において準用する同法第96条及び定款38条の規定に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったので、理事全員の同意によって理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、この議事録を作成し、議事録作成者が次に記名押印する。

令和元年7月16日

一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会

議事録作成者 代表理事（会長） 大村 秀章

印